平成２６年（フ）第３１７号
兵庫県川西市緑台７丁目１番地の46
債務者　島岡　千晴
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
静岡県掛川市領家1612番地の３　シンシアⅡ202号
債務者　遠藤　了以
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
宮崎市別府町６番３号　別府町メゾン102号、前住所宮崎市村角町原口2603番地
債務者　川越　　昇
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５３０号
静岡市清水区千歳町６番11―301号　アーバンシティ千歳
債務者　大塚　頼母
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９００号
さいたま市緑区原山１丁目16番17号
破産者　遠藤　男也
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８６７号
札幌市南区川沿６条２丁目２番60―107号
破産者　渡邉　　誠
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３６号
札幌市中央区南９条西９丁目３番20―101号
破産者　我妻　博史
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７６号
札幌市北区麻生町７丁目４番23号　マンション三宅麻生２Ｆ―11号
破産者　淺水　義則
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３９号
札幌市厚別区大谷地東３丁目３番２―1206号
破産者　加我　　稔
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６号
群馬県高崎市吉井町吉井273番地４、破産手続開始決定時の住所群馬県富岡市七日市343番地５
破産者　相川　高峰
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５５号
群馬県高崎市井野町380番地１　ミレニアムＡ202号
破産者　青木　孝幸
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１４０号
群馬県高崎市八幡町1160番地10
破産者　石井　博公
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３０３号
神奈川県厚木市愛名993番地15
破産者　橋本　直樹
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３０４号
神奈川県厚木市愛名993番地15
破産者　橋本　克子
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２号
宮城県石巻市須江字皮剥10―１、住民票上の住所新潟県佐渡市相川柴町49番地
破産者　佐藤　保壽
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第３５４号
静岡市葵区七間町７番地の８　セブンセンタービル602号
破産者　成岡　弘年
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２２４号
愛知県知多市つつじが丘４丁目13番地の２108―404、開始決定時の住所愛知県知多市つつじが丘４丁目13番地の２　111―508
破産者　川崎裕希こと　須田　裕希
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７７号
愛知県小牧市常普請３丁目17番地
破産者　橋本由紀江
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５９号
京都府木津川市木津町八ヶ坪24番地１
破産者　駒野　知樹
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係